

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 13) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 事業所内保育施設(事業所内保育事業・企業主導型保育事業)を設置する企業に対して、 ①事業所内保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設備の割増償却措置を講ずる。 ②平成 29 年 4 月 1 日施行の新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を取得して仕事と育児の両立支援により積極的に取り組んでいる企業については、上記措置を拡充する。 《関係条項》 —(新設のため関係条項は未定)
4	担当部局	厚生労働省子ども家庭局保育課、雇用環境・均等局職業生活両立課、内閣府子ども・子育て本部
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30 年度～34 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	5年間(平成 30 年度～34 年度)
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 働く人のための保育の提供に取り組む企業の事業所内保育施設の整備に対するインセンティブを喚起し、事業所内保育施設に必要な設備投資の促進を図るとともに、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を受けた事業主に更なる優遇措置を設けることによって、待機児童解消及び企業による仕事と育児の両立支援を推進する。 《政策目的の根拠》 子育て安心プラン(平成 29 年 6 月 2 日公表)における 6 つの支援パッケージの主な内容(抜粋) 1 保育の受け皿の拡大 ～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～ ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など 6 保育と連携した「働き方改革」 ～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 施策目標 2-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 34 年度末までの約 32 万人の保育の受け皿確保及びそれによる待機児童の解消とその維持 平成 32 年までにくるみん認定取得企業を 3,000 社にする。 平成 32 年までに厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得促進による男性の育児休業取得率 13%の達成 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 待機児童の解消とその維持 仕事と育児の両立の推進
9	有効性等	① 適用数等	約 1,100 企業(毎年、うち約2企業が所得税適用分、その他は法人税適用分) 〈適用数の推計方法〉 ・平成 28 年度4月時点で集計された、事業所内保育の平成 27 年度増加数は約 200 件(厚生労働省調べ) ・平成 28 年度の企業主導型の助成決定数は約 900 件(平成28年度企業主導型保育事業助成決定一覧(18 回目まで)(公益財団法人児童育成協会)) ※これら 1,100 件のうち、個人立(所得税適用)は2施設(厚生労働省調べ)
		② 減収額	法人税:93 百万円(毎年) 所得税:0.17 百万円(毎年) ※償却期間全期間では減収とはならない 〈適用額の推計方法〉 ・平成 28 年度に助成決定された企業主導型保育事業所の平均的な施設整備費は約 6,500 万円(募集に応じた企業の施設整備費(助成の対象となるものに限る。)の平均値を内閣府で算出)、遊具等整備は約 600 万円(企業主導型保育事業者ヒアリングをもとに厚生労働省で算出) →事業所内保育の場合、 施設整備費 6500 万円 自己負担 6500 万円 耐用年数(財務省令) 約 40 年 減価償却費 約 160 万円／年 割増償却額(償却率 30%) 48 万円 法人税減税額(実効税率 23.2%) 11.1 万円 遊具等設備整備費 600 万円 耐用年数(財務省令) 約 10 年 減価償却費 約 60 万円／年 割増償却額(償却率 30%) 18 万円 法人税減税額(実効税率 23.2%) 4.2 万円 →企業主導型保育の場合、 施設整備費 6500 万円 自己負担 1625 万円

			耐用年数(財務省令) 約 40 年 減価償却費 約 40 万円／年 割増償却額(償却率 30%) 12 万円 法人税減税額(実効税率 23.2%) 2.8 万円 ※遊具等施設整備は事業所内保育と同様 したがって、 $(11.1 \text{ 万} + 4.2 \text{ 万}) \times 200 + (2.8 \text{ 万} + 4.2 \text{ 万}) \times 900 = 9,360 \text{ 万円}$ 個人立(所得税適用)は2施設／1100 施設であるため、法人税の額: 所得税の額 = 1098: 2 で推計すると、 法人税の額: $9,360 \times 1098 / 1100 = 9343 \text{ 万円}$ 所得税の額: $9,360 \times 2 / 1100 = 17 \text{ 万円}$ ※新くるみん認定・新プラチナくるみん認定を取得している場合は取得率の割増を検討しているが、これによる減収額への影響については、認定の要件が変わったことから取得企業数が予測できないため、現段階では推計が困難である。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 事業所内保育施設の設置を促進するための税制措置を行うことにより、事業所内保育施設の整備が円滑に進み、平成 34 年度までの5年間で 32 万人分の保育の受け皿の拡大が実現される。 ※平成 28 年度の事業所内保育の保育拡大量が約 2 千 5 百人(厚生労働省調べ)、企業主導型保育が約 2 万人(内閣府調べ)であるため、単純計算で平成 34 年度までの5年間で約 11 万 3 千人の保育の受け皿拡大が見込まれる。 さらに、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定とリンクした税制措置とすることにより、保育の受け皿の拡大だけでなく、企業による仕事と育児の両立支援が促進される。 《税収減を是認するような効果の有無》 事業所内保育施設の設置を更に加速化していくため、また、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定の取得を促進するために、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負担を軽減する必要があるところ、割増償却制度により、一定期間、企業の所得を圧縮することを可能にすることで、企業の手元に残る資金に余裕を生み、企業の事業所内保育設置及びくるみん認定取得のインセンティブを喚起することができる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき	待機児童解消及び仕事と育児の両立支援のために、保育の受け皿の確保が喫緊の課題となる中、事業所内保育施設の設置を更に加速化していくため、また、新くるみん認定・新プラチナくるみん認定の取得を促進するため、本租税

		妥当性等	特別措置による支援を図ることは、事業所内保育施設を設立した後の特に経営が不安定になりやすい期間、企業の所得を圧縮することを可能にするとともに、償却期間全期間でみれば減収とならないため、補助金によるよりも財政政策上有用である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業所内保育施設の設置を更に加速化していくために、事業所内保育施設を設置する際の設備投資の負担の軽減を図る必要がある。資金の確保に不安が残る場合、直接の利益につながらない事業所内保育施設の整備は後回しにされやすい。 この問題を解決するため、割増償却制度により、一定期間企業の所得を圧縮することを可能にし、企業の手元に残る資金に余裕が生まれるようにする必要がある。 また、社会全体で、これまで以上に子育てサポートの取組を進めるべく、平成 29 年 4 月 1 日より、くるみん認定・プラチナくるみん認定の基準を、より先進的な取組をしている企業が認定される内容に厳格化した。基準が厳格化されたくるみん認定・プラチナくるみん認定の取得を促進し、企業による更なる子育てサポートを促進するため、認定取得の経済的なインセンティブとしてくるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた場合の割増償却率の加算が必要となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制については、地方公共団体に関係事業者への周知をお願いすることとしているので、地方公共団体は児童福祉法に基づき保育の提供義務を負っており、保育の受け皿拡大を目的とする本税制に協力する相当性がある。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—